

ユミコアグローバル 持続可能調達方針

概要

ユミコアはポジティブな影響を与えることを目指しています。当社の製品とサービスを通じて生活の質を向上させ、有害な自動車排気ガスを削減し、使用済み金属に新たな命を与え、未来の車をリードします。

ユミコアウェイは当社の行動原理にあたり、当社の成功にとって重要となる価値観である寛容性、革新、尊重、チームワークや取り組みについて概要を述べるものです。ユミコアウェイは、以下のとおり当社のミッションを定義します: より良い生活のための材料

ユミコアグローバル持続可能調達方針の内容は、ユミコアウェイやユミコア行動規範、およびユミコアとインダストリアルグローバルユニオンとの間の持続可能な開発に関するグローバルな枠組み協定と完全に一致しています。

ユミコアは、強固な倫理的ビジネス基準、信頼、そして顧客の要求に合致又はそれを上回るコミットメントに基づく相互に有益な関係を通じて、当社のグローバルなサプライヤーネットワークと共に持続可能な価値を創造することに尽力しています。したがって、当社の持続可能な開発原則にコミットし、かつ当社の戦略的野望を支援し、これと整合するパートナーと取引を行うことを求めています。

持続可能な調達は、ユミコアの持続可能性戦略におけるゼロハーム (Zero Harm) の柱の一つです。ユミコアの「ゼロを目指そう」戦略は、2021年6月に発表され、以下の重要な柱を基に構築されています。

- ・ 2035年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ
- ・ ゼロ(精神的・肉体的)危害
- ・ ゼロ不平等
- ・ 業界クラス最高のガバナンス

当社の持続可能性戦略の詳細については、次をご覧ください。

umicore.com/sustainability

ユミコアは当社のベストプラクティスを重視し、製品の保証を求める顧客に対し必要な文書を提供するために、責任ある調達認証を追求します。

当社の認証については、次をご覧ください。

annualreport.umicore.com

このグローバル持続可能調達方針は、当社の公正な取引の促進、健康と安全の確保、気候および環境への影響管理に関するコミットメントに基づき、直接および間接の調達に対するユミコアのアプローチについて定義しています。

これらの原則は、当社のすべてのサプライヤーに適用され、次の必須事項の実施が求められます。

当社のサプライヤーには、信義誠実の原則に基づき、サプライチェーンにおける持続可能な調達の原則を推進し、国際法および現地の法律を遵守し、気候および環境への影響を最小限に抑えるよう努めるとともに、国際人権法を尊重し、児童労働や強制労働を廃止し、自己の施設における差別および自己のサプライヤーによる差別を排除するようお願いしています。

ユミコアはリスクベースのアプローチを活用し、当社の持続可能かつ倫理的な調達への継続的な取り組みと整合させるために、サプライヤーによる文書、管理システム、パフォーマンス/コンプライアンスの監視が必要な箇所を決定します。このアプローチには、規模、事業/サプライヤーのタイプ、複雑性、およびリスク環境に関する考慮事項が含まれます。

このリスクベースのアプローチから生じる追加の考慮事項で、特定のサプライヤーに適用される可能性のあるものについては、本方針の全体にわたって記述されています。本方針を補完するために、環境、健康、安全、倫理、あるいは規制などの持続可能性の様々な側面を対象とする特定の調達アプローチに関して、追加のガイダンスが存在します。

これらの特定のアプローチには以下が含まれます。

- ・ [紛争影響地域および高リスク地域からの鉱物に関するユミコアの責任あるグローバルサプライチェーン](#)
- ・ [コバルトについてのユミコアの持続可能な調達フレームワーク](#)

サプライヤーとしての貴社と当社の関係

サプライヤーとの公正な取引

当社は、誠実、公正に、かつ敬意をもって貴社と取引します。当社の購買活動は、当社の行動規範に定める最高レベルの倫理および専門基準に従い実施されます。

透明性とコミュニケーション

当社の持続可能な開発サプライチェーンプロジェクトについて、定期的かつ一貫して、社内外に報告することを約束します。さらに、サプライヤーの持続可能な開発パフォーマンスの改善についてのフィードバックを提供いたします。

公平な選考

当社は、技術仕様、品質、価格、サービスや技術、環境的・社会的影響などの客観的な基準に基づいてサプライヤーを選定します。

地域社会との関係

当社の調達プロセスにおいては、可能な限り、小規模の地域サプライヤーを対象とすることを目指し、地域経済を支援します。

健康と安全

当社の施設で働くすべての請負業者に対して、当社の従業員に適用するものと同様の健康と安全基準を適用します。

サプライヤーおよび顧客との関係は、財務および経済的価値の構築において不可欠な要素であり、社会的・環境的ベストプラクティスの推進において重要な役割を果たします。

ユミコアとの関係について

1 ビジネスにおける誠実性

全サプライヤーに共通する基本原則

法令等

貴社は事業および個人の倫理において最高の基準を適用し、貴社の事業を行う国々のすべての法令を遵守しなければなりません。これには、輸出管理規制、経済制裁、マネーロンダリング防止、競争に関する法令が含まれますが、これらに限定されません。

利益相反、汚職、詐欺、不正競争行為

貴社は、あらゆる形態の汚職、恐喝、詐欺および贈賄に関し対策を講じる義務があります。

貴社は、ユミコアとの取引を円滑にするために、ユミコアの従業員に対して利益を供与してはいけません。

貴社がユミコアの調達意思決定プロセスに関与する従業員の依頼により業務を遂行する場合、実行前に当該情報を現場の責任統括者に通知して、開示します。

透明性と説明責任

貴社はビジネス取引において透明性と説明責任を果たすことに尽力し、ビジネスパートナー、取引および資料の審査を通じて、商取引を介した違法活動および非倫理的な活動の検出と防止に努める義務があります。貴社を対象とするユミコアの審査に貴社は協力するものとします。

サプライヤーには、利害関係者が苦情の内容を報告する手続き、および報復防止の仕組みを確立することを強く要求します。

ユミコアは、ユミコアのビジネスアプローチやサプライヤーのビジネスアプローチに関する懸念や苦情に関し、すべての関係者が当社の苦情連絡フォームを使用して報告できるシステムを確立しています。そのような苦情は匿名で行うことができます。

2 労働および人権

全サプライヤーに共通する基本原則

貴社は、労働における基本的原則及び権利に関するILO 宣言および国際人権法を尊重するものとします。貴社は人権侵害に加担してはなりません。貴社は安全で健康的な労働環境を確保するものとします。

この文脈において、貴社は、各施設における以下の原則の遵守を確保するために、方針、管理システム、および慣行を定義し実施するものとします。

- ・ 児童労働の廃止。
- ・ 強制労働または賦役の排除。
- ・ 拷問および非人道的または品位を傷つける取り扱いを受けない自由。
- ・ 結社の自由および団体交渉権。
- ・ 多様性とインクルージョンの促進、機会均等、差別とハラスメントの排除、職場での公正な待遇の確保。多様性には、性別、宗教、人種、国籍または民族的出自、文化的背景、社会集団、障害、性的指向、配偶者の有無、年齢または政治的意見が含まれます。
- ・ 賃金、福利厚生、労働時間（残業を含む）に関する法令の遵守。
- ・ リスク分析とリスク管理措置について明確なガイドラインを定めた管理システム（個人用保護具の規定、緊急対応を含む）を伴う従業員と請負業者の健康と安全。

貴社がユミコアの工業施設で業務を行う場合、貴社の従業員の最低年齢は18歳となります（学校や研修機関と協力して組織されるインターンシップまたは職業訓練プログラム、または管轄当局によって承認されたプログラムの枠組みを除く）。

特定の原材料サプライヤー向け

当社のリスク評価に基づき、特定のサプライヤーには、安全保障と人権に関する自主原則への署名者となること、またはその遵守にコミットすることを求める場合があります。

当社は、サプライヤーに対し、従業員の全般的な健康に注意を払い、従業員が研修と開発の機会を特定することができ、報酬が従業員の貢献度に応じて与えられ、従業員が雇用者と建設的な対話を行うことができる労働環境を促進することを強く求めています。

3 環境と気候

全サプライヤーに共通する基本原則

事業を展開する領土内で適用される環境法令を遵守し、必要最低限の基準として、すべての必要な環境に関する許可を取得し、登録を完了していること。

従業員と公衆の健康と安全を確保しながら、気候を含む環境への影響を最小限に抑えるよう努力すること。

環境パフォーマンスの継続的な向上を可能にする環境管理システムを維持すること。この管理システムに関するドキュメントは最新のものであり、かつ利用可能であること。

インシデントを防止するための手順が確立されていること。サプライヤーの手順は、万が一の事故が発生した場合に環境への影響を軽減するよう設計されていること。潜在的な緊急事態を特定、評価し、その影響を最小限に抑えるために緊急対策手順を実施すること。

特定の原材料サプライヤー向け

当社のリスク評価に基づき、当社は特定のサプライヤーに対し以下のいくつかの事項を要求する場合があります。

- ・ 人間または環境に悪影響を及ぼす可能性のある物質の水および空気への排出を特性評価し、監視すること。
- ・ 予防、削減、リサイクルおよび再利用を通じて固形廃棄物の発生を減らすこと。
- ・ 温室効果ガスの排出を特性評価し、監視すること。最新のIPCC勧告/パリ協定に準拠することを目指して、GHG排出削減のための目標とロードマップを定めること。
- ・ 水の消費を監視し、水のストレスが影響を与える地域を特定し、これらの地域に特に焦点を当てて水の消費を削減する計画を策定すること。
- ・ 天然資源を効率的に管理すること。貴社はエネルギー効率を改善し、再生可能エネルギーの利用を増やすものとします。
- ・ 貴社が生産する危険な製品または材料に関し、常に適切な材料安全データシートによる最新の環境情報を添付すること。
- ・ 自社の業務が近隣地域に及ぼす可能性のある影響を特定評価し、地域住民の健康や環境に対する悪影響を最小限に抑え、可能であれば回避するための適切な対策を講じること。
- ・ 貴社の事業活動と生物多様性との関連性を理解し、必要に応じて生物多様性保護のための措置を取ること。

当社はサプライヤーに対し、製造、使用、および廃棄時における気候および環境への影響が可能な限り低い製品を提供することを強く推奨しています。

4 サプライチェーン

全サプライヤーに共通する基本原則

デュー・ディリジェンスはサプライヤーを知ることから始まります。貴社はサプライチェーンを理解し、直接のサプライヤーを特定し、登録するとともに、本方針に記載されている持続可能な調達原則を貴社のサプライチェーンにおいて周知徹底するものとします。

ユミコアは、当社のベストプラクティスを重視し、製品の保証を求める顧客に対し必要な文書を提供するために、責任ある調達認証を追求します。当社の認証については、次をご覧ください。annualreport.umicore.com

その他の参照先

- ・ [紛争影響地域および高リスク地域からの鉱物に関するユミコアの責任あるグローバルサプライチェーン](#)
- ・ [ユミコアの持続可能な調達フレームワーク](#)

特定の原材料サプライヤー向け

当社のリスク評価に基づき、当社は特定のサプライヤーに対し以下のいくつかの事項を要求する場合があります。

- ・ ユミコアが特定の原材料のサプライヤーのために作成した専用のガイドライン、指針、方針を遵守すること。
- ・ 紛争影響地域および高リスク地域からの鉱物の抽出、調達、輸送、取引、取り扱い、または輸出時において、紛争影響地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるグローバルサプライチェーンに関するユミコアの特定の指針に従うこと。
- ・ 労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言および国際人権法の遵守が必要である旨を貴社のサプライヤーに周知徹底すること。
- ・ 当社の責任ある調達認証およびデュー・ディリジェンス計画を遵守するための追加情報とコミットメントを提供すること。

当社は、サプライヤーに対し、当社の方針およびベストプラクティスに準拠したサプライヤー方針の採用とデュー・ディリジェンスの実施を強く推奨いたします。これには、リスクの特定、管理システム、軽減策、デュー・ディリジェンス実践に関する第三者検証、物流に関する文書の充実したシステム、デュー・ディリジェンスに関する年次報告が含まれます。

監視

本方針の遵守

本方針の遵守に関し、貴社のユミコア担当の窓口にて、署名された誓約書を提出していただくようお願いしております。

実施

本方針は当社のサプライヤーとの関係の基盤であり、当社はその実施とコンプライアンスの状況について追跡しています。

従って、貴社は本方針の遵守を証明するために必要な文書を維持することを約束し、以下の事項を受け入れるものとします。

- ・ 当社の調達担当者からの本方針の原則に関する合理的な紹介があった場合、貴社は迅速に対応し、該当する場合には必要に応じて以下の措置を講じること。
 - 本方針に基づいて自己評価アンケートを完了し、そこに記載された事実に関する証拠を提出すること。
 - ユミコアまたは第三者からの要求に応じて、自己評価プロセスや調査の結果として、本方針またはその条件の遵守を確認するために、現場訪問および監査の実施に応じること。
- ・ 本方針の条件が満たされない場合、貴社は状況の改善および再発防止のための是正措置が計画されていることを示す、満足のいく説明および証拠を提出すること。貴社のユミコア担当窓口が是正措置の内容を取り決めるのを支援致します。

貴方の協力がない場合、営業関係について見直しが行われる可能性があります。

方針の見直し

当社による持続可能世界への貢献を継続的に向上させるために、ユミコアは本方針が顧客およびサプライヤーのフィードバックを反映していること、重要な社会的課題が考慮されていることを保証し、少なくとも5年ごとに見直すものとします。いかなる変更も当社のサプライヤーに通知されます。

連絡先

本方針及びその実施に関するご質問やご意見がございましたら、ユミコア担当窓口までご連絡ください。

苦情処理メカニズム

ユミコアは、ユミコアのビジネスアプローチやサプライヤーのビジネスアプローチに関する懸念や苦情に関し、すべての関係者が当社の [苦情連絡フォーム](#) を使用して報告できるシステムを確立しています。苦情は匿名で行うことができます。

参考文献

- ・ ユミコア・ウェイ <https://www.umicore.com/en/about/the-umicore-way>
- ・ ユミコアの行動規範 <http://www.umicore.com/en/governance/code-of-conduct>
- ・ 世界人権宣言 <https://www.un.org/en/universal-declaration-human-rights>
- ・ 労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言 <http://www.ilo.org/declaration/lang--en/index.htm>
- ・ 労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン (ILO-OSH 2001) <http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/managmnt/guide.htm>
- ・ 環境管理監査制度 (EMAS) http://ec.europa.eu/environment/emas/index_en.htm
- ・ ISO 14000シリーズ環境管理制度 <https://www.iso.org/iso-14001-environmental-management.html>
- ・ OHSAS 18001 労働安全マネジメントシステム <https://www.bsigroup.com/en-GB/ohsas-18001-occupational-health-and-safety>
- ・ 紛争影響地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデュー・ディリジェンスガイダンス <https://www.oecd-ilibrary.org>
- ・ 苦情処理メカニズム <https://www.umicore.com/en/contact> or grievances@umicore.com

お問い合わせと追加情報については、
次の連絡先をお願いします。

Umicore

Naamloze vennootschap – Société anonyme
Broekstraat 31 Rue du Marais
1000 Brussels
ベルギー
BE92 2100 0538 0623
RPR/RPM Brussels BE0401 574 852

Tel.: +32 (0)2 227 71 11
Fax: +32 (0)2 227 79 00
www.umicore.com/contact

www.umicore.com

